

「平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準」等のパブリックコメントの結果について

平成26年7月
資源エネルギー庁

パブリックコメントにおける御意見と回答

期間: 7月1日～15日 提出意見: 2件 提出者: 1団体

御意見	回答
<p>「原油等の有効利用目標達成計画」の提出期限が平成26年10月31日までと短い期間であり、この短期間で策定しなければならないが、特に「連携による対応について」(共同対応の場合の考え方、グループ会社対応の場合の考え方、事業再編等を進める場合の特例)については、十分な協議と検討が必要と考える。提出期限以降においても目標達成計画の見直しや変更が可能となるよう要望する。</p>	<p>石油精製業者は、「原油等の有効利用目標達成計画」の内容について、進捗状況も踏まえ、見直すことが適切と考えており、目標達成計画の見直しや変更は行なわれるものと考えている。</p> <p>計画変更は、経済産業大臣に提出することになる(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第4条第2項)。</p>
<p>「分母」対応で常圧蒸留装置の処理能力の削減を行う場合や事業再編を行う場合などには人員の減少が想定される。このような中において、安全第一を念頭に保安体制の確保および技術の伝承体制が保たれるよう留意いただくことを要望する。</p>	<p>石油製品の安定供給や製油所の国際競争力強化のためには、安全確保を大前提として、製油所の安定的な操業を維持することが不可欠だと考えている。</p> <p>石油精製業者各社が新たな判断基準に対応する中でも、保安体制や技術伝承といった点も含め製油所の安定的な操業が確保できる体制を構築しているか注視してゆき、必要に応じて、関係者と協議した上、対策を講じてゆきたいと考えている。</p>